



JCLU
社団法人 自由人権協会
Since 1947

社団法人 自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山井護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL: +81-3-3437-5466 FAX: +81-3-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

2008年2月13日

社団法人自由人権協会
代表理事 弘中 淳一郎
紙谷 雅子
田中 宏
庭山正一郎



最高裁判所の報道介入に反対するとともに、報道機関にいつそうの人権配慮を求める声明

裁判員制度の実施を来年に控え、裁判報道はどうあるべきかについて、議論が進んでいる。そうした中、07年9月最高裁判所が、報道各社に対し裁判員に予断を与えないよう事件報道の自主規制を求めていることが明らかになった。これに関連して、日本新聞協会は08年1月、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を発表した。

私たち社団法人自由人権協会は、表現の自由を守る観点から、最高裁判所の報道介入に強く反対するとともに、報道機関が、これまでの報道スタイルを反省して被疑者・被告人の人権侵害防止に積極的に取り組み、本来期待された権力チェックの役割を十分果たしていくよう求める。

1. 最高裁に対して

確かに、裁判員に予断を持つことなく刑事裁判に臨んでもらうことは重要である。しかしそれは、裁判員にその旨を個別に説明して審理に加わってもらえれば済む話ではないのか。

最高裁の平木正洋総括参事官は、昨年9月のマスコミ倫理懇談会全国協議会の全国大会で、「被疑者が自供していることやその内容」など6つの項目を挙げて報道の問題点を指摘した。裁判員の選任などの制度設計を担当している最高裁の幹部が、公的な会合で、このような指摘をすることの、メディアに対する萎縮効果は計り知れない。

そもそも裁判員制度が導入されたのは、一般市民の常識を取り入れた健全な刑事司法を実現することにあつたはずである。裁判員制度のスタートを理由に、従来はなかった報道制限の要請をすること自体、最高裁が一般市民の能力や常識を軽く見ていることを示すものである。

最高裁には、報道各社に対する自主規制の要請を速やかに撤回するよう求める。

2. 報道界に対して

私たちは、国内の主要新聞・通信・放送各社から構成される日本新聞協会が「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を発表したのを機に、あらためて、これまでの事件・裁判報道の問題点を見つめ直し、真に市民の側に立った報道ルールを確立するよう求める（なお、同時期に民放各社からなる日本民間放送連盟も同趣旨の「事件報道に関する考え方」をまとめているが、主要民放局とともにNHKも構成社に含む新聞協会が作成した指針を、報道界の共通認識と理解する）。

メディア各社が拠って立つ「表現の自由」は、市民の知る権利を保障する観点からも極めて重要であり、報道機関の活動には最大の自由が認められるべきである。しかし、報道機関には、当然に、その自由に見合った重大な社会的責務が課されている。

これまでの事件・裁判報道には、被疑者・被告人を最初から犯人扱いした報道など、同じく憲法の保障を受ける被疑者・被告人の権利との関係で、しばしば問題が生じてきたのは周知の通りであ

る。今回の指針には、その点を一体どう改めていくのか、納得できる説明はない。

また、「指針」は、報道による権力チェックの必要性と報道機関の役割を力強く宣言しているが、しかし、これまでの事件・裁判報道が、本当に権力チェックの役割を果たしてきただろうか。警察・検察という国家権力を監視するのではなく、むしろこれらの国家機関を主たる情報源として、裁判の結果に先立って、被疑者・被告人を一方向的に断罪する役割を果たしてきたのが現実ではないか。

「指針」では、被疑者・被告人に関する情報を一手に握った警察や検察に頼らざるを得ない今の報道機関の現実を、一体どのように改めようとしているのか、残念ながら見えてこない。

私たちが期待するのは、精神論ではない。実際に権力に対するチェック機能を具体的にどう果たすのか、すなわち、公平で客観的な記事を書くための具体的な取材体制や報道スタイルの改善である。

報道界とりわけ新聞・通信各社に対しては、読者に真摯に向き合い、これまでの報道スタイルの何が問題であったのかを正直に語り、それを具体的にどのように変えていくのか、それによって権力にではなく市民の側に立った報道機関をどのように確立するのかを、明らかにすることを求めたい。

同時に、今回の「指針」では具体的に触れられなかった裁判員に対する取材・報道については、裁判員自身が公権力の一部となって、被告人を裁く立場にあることを十分に認識し、取材・報道の対象としていくことを報道界として確認することを強く求める。

なお、今回の「指針」には、例えば、捜査段階の供述については、情報提供者の立場によってニュアンスが異なりうることや時間とともに変遷する可能性があることから十分な配慮を要することを、報道界として初めて認めるなど、評価できる点もある。

私たちは、「指針」の中で具体的な言及があった、捜査段階の供述や被疑者の成育歴、識者コメントの扱いなどの諸問題について、報道機関の具体的な改善努力を期待しつつ、今後、紙面・番組にどのような変化がみられるか注意深く見守っていきたい。

以上